

令和8年度 新入社員・雇入れ時等安全衛生教育実施要領

労働安全衛生法第59条は、労働者を雇い入れたとき、また、作業内容を変更したとき、当該労働者に対して、労働安全衛生規則第35条に定める事項について教育する義務を事業者に課しています。本講習は、第35条に定める事項のうち事業場固有の事項以外のものについて、下記要領により教育を実施するものです。

記

1. **開催日時** 令和8年4月27日 8:50~16:40 (受付開始8:30~)

2. **開催場所** 相生労働基準協会 (相生市旭1丁目2番16号)

3. **講習科目及び時間** (定員28名)

時間	内容
9:00~12:10 (途中休憩5分×2回)	I. はじめに
	II. 安全につながる仕事の基本
	III. 職場の安全衛生管理
	IV. 安全な仕事の基本
	V. 安全な仕事の進め方
12:10~13:00	昼食
13:00~16:40 (途中休憩5分×3回)	V. 安全な仕事の進め方
	VI. 安全で快適な環境のために
	VII. 日常生活でも気を付けよう
	VIII. 健康に過ごす

4. 受講料及びテキスト代

受講料 8,910円 (税込) (非会員は11,410円)

テキスト代 968円 (税込) 使用テキスト: 「新入者安全衛生テキスト」中央労働災害防止協会

・受講料は下記口座へ振込下さい。(振込手数料はご負担ください。)

【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会

5. 申込方法

【Web申込の場合】ホームページより申し込みください。

【電話予約の場合】電話にて予約後、申込書に記入し、切手を貼った返信用封筒を同封の上当事務所まで郵送ください。(申込書はホームページからダウンロードできます。)

6. その他

- ・受講者は受講票と本人確認書類 (自動車運転免許証、健康保険証等) を会場受付に提示して出席印を受けてください。
- ・一旦納入された受講料は、返金できません。また、一旦納入された受講料により次回以降の講習への繰り延べ受講も出来ませんので念のため付記します。
- ・遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。*オリエンテーション終了後は、遅刻とします。
- ・昼食及び飲物は各自用意してください。
- ・施設の駐車場は、駐車台数に限りがあります。できる限り乗り合わせてお越しください。またお近くの方はできる限り徒歩か自転車、バイクのご利用をお願いいたします。相生市役所3号館駐車場利用不可ご提出いただいた個人情報は、当協会が責任を持って管理し、本講習以外の目的には使用しません。